

## 可児市第二子以降出産祝金のご案内

ご出産、おめでとうございます。

第二子以降の子をご出産された方に祝金を支給します。

可児市内にお住まいで第二子以降の子が生まれた世帯に対し、岐阜県独自の事業として、出生児1人あたり「10万円の祝金」を支給いたします。

### 1. 支給対象者（以下の条件をすべて満たす方）

ア 第二子以降の子を出産した母又はその配偶者でその子の出生日にその子と同一の住所を有する方

イ 第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方

※18歳に到達してから最初の3月31日までの者

### 2. 支給額

対象児童1人あたり、10万円を支給します。

### 3. 支給時期

申請書受理後おおむね1か月程度で、ご指定の口座に振り込みます。

### 4. 申請方法

祝金を受け取るには**申請が必要**です。**第二子以降の子が出生してからおおむね4か月までに行う訪問時に、案内文書や申請書類をお渡しします。**申請の際に本人確認書類（運転免許証の場合は両面、マイナンバーカードの場合は写真のある面等）と振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）が必要です。  
○オンライン申請をお勧めします。

訪問時に詳細をご案内します。添付書類を写真データで添付することが必要ですので、あらかじめお手元にご用意ください。

○申請書による申請も可能です。

訪問時にお渡しする「可児市第二子以降出産祝金支給申請書」に必要事項をご記入のうえ、添付書類（コピー）を添えて提出してください。

### 5. 申請期限

出生後6か月以内に申請してください。

### 6. その他

支給対象者の条件確認のために、第一子を養育している事実を証明する書類が必要になる場合があります。

問合せ先：可児市子育て支援課子育て政策係

（可児市子育て健康プラザ マーノ内） 電話 0574-62-1111